

令和3年度 農地中間管理事業の貸付・借受申出の手順

- ① 機構を利用する農地貸借を検討されている旨、管轄農協の営農指導員または農政課へご相談ください。既に貸し手と借り手との間で調整が済んでいる、または、調整が可能な場合のみ、機構を利用できます。早急な対応が必要な場合や借受希望者でない借り手との契約、物納での契約等を希望される場合など、その他の貸借制度のご利用をおすすめすることもあります。

↓

- ② 貸借の内容を確認します。

1) **借賃**・・・10a当りの借賃、又は、1年間の借賃、のいずれか選択できます。

※借賃の変更は毎年4～5月に申出が可能ですが、変更の都度、機構への協議が必要ですので、しばらく手続きが必要とならないよう、十分に検討した上で決定してください。

2) **存続期間**・・・5年から設定できます。

3) **利用権の開始日**・・・下記の表より、書類提出期限まで2週間程度の余裕があるものを選択してください。

No.	利用権の開始日	④の書類提出期限	機構へ貸付の審議 (出し手→機構)	協力金 交付年度	借賃の徴収 及び支払
1	3年11月30日	3年 10月15日	11月農業委員会	3年度	4年度 11月から 開始
2	3年12月31日	3年 11月15日	12月農業委員会		
3	4年 1月31日	4年 12月15日	1月農業委員会		
4	4年 2月28日	4年 1月14日	2月農業委員会		
5	4年 3月31日	4年 2月15日	3月初旬農業委員会	4年度	
6	4年 4月30日	4年 3月14日	3月下旬農業委員会		
7	4年 5月31日				

- ③ ②が決まったら、農地中間管理事業を利用して利用権設定する農地の、

ア) 2年共済細目書のコピー } アとイ両方を、書類提出期限の1ヶ月半程度前までに
イ) 3年共済細目書のコピー } 農政課農政係へ提出してください。

↓

«④で提出していただく書類をご用意します。10日前後の日数がかかります。»

↓

- ④ 農地所有者毎に下記の書類を揃えてください。

本人用を含め、すべてをご提出願います。(本人用は事務処理後に送付します。)

[□は提出書類、◇は確認事項]

貸し手 (農地所有者)	借り手 (耕作者)
<input type="checkbox"/> 農地所有者毎に農用地利用集積計画書3枚 <input checked="" type="checkbox"/> 農地所有者の押印 (1枚につき2カ所) <input checked="" type="checkbox"/> 共有名義の農地の場合、名義者全員の署名と押印 <input checked="" type="checkbox"/> 未相続農地の場合、相続人の同意(2分の1以上) <input type="checkbox"/> 振込口座届出書 (2枚複写様式) <input checked="" type="checkbox"/> 農地所有者の押印	<input type="checkbox"/> 農地所有者毎に農用地利用配分計画書3枚 <input checked="" type="checkbox"/> 借り手の押印 (1枚につき2カ所) ※以下は、すでに農地中間管理事業を利用して借受しており、変更がない場合は提出不要です。 <input type="checkbox"/> 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等 <input type="checkbox"/> 農地賃借料貯金口座振替依頼書 (3枚複写様式) <input checked="" type="checkbox"/> 借り手の押印 <input checked="" type="checkbox"/> 金融機関承認印

(⑤へつづく)

- ⑤ 書類提出期限までに提出してください。
※提出された後、貸し手の都合による取り下げや変更、修正等はできません。
※書類に不備（押印漏れ等）があった場合は、返却します。

書類提出後は・・・

- ① 農地所有者から機構への農地貸付について、農業委員会総会にて審議します。
- ② ①で決定された申出について、通知を送付します。
通知内容は、貸し手が農地所有者、借り手が富山県農林水産公社です。
- ③ 機構から借り手（耕作者）への農地貸付について県から認可されましたら、通知を送付します。
通知内容は、貸し手が富山県農林水産公社、借り手が耕作者です。

農地中間管理事業を利用して利用権設定した後は・・・

- それぞれ、選択した利用権の開始日より、借受者となった耕作者が利用する権利が発生します。
また、それ以降、維持管理等に要する経費は借受者の負担となります。
- 借賃の徴収及び支払は毎年11月です。借賃を変更する場合は、機構へ事前協議が必要ですので、毎年4～5月中にご相談ください。また、農地所有者が亡くなられたときは、登録口座の変更が必要となりますので、ご連絡ください。
- 設定期間中、転用等による解約をする際には中間管理機構との協議を要します。
一部宅地にすることなどが想定される農地は、農地中間管理事業を利用せず、農業経営基盤強化法による利用権設定をご利用ください。

【お問い合わせ先】	南砺市農業再生協議会（南砺市農政課農政係）	0763-23-2016
	なんと農業協同組合 営農部 販売指導課	0763-62-0261
	となみ野農業協同組合福野支店	0763-22-3018
	となみ野農業協同組合井波中央支店	0763-82-1552
	福光農業協同組合 営農部 営農指導課	0763-52-4153